

# 合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

宮崎県木材協同組合連合会

平成18年8月29日作成

平成31年4月1日改正

令和元年7月1日改正

## 第一 目的

本実施要領は、宮崎県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）が平成18年8月29日に作成し公表した「違法伐採対策に係る宮崎県木材協同組合連合会行動規範」で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領(以下「実施要領」という。）」の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。）」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業体として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、当団体の会員(賛助会員を含む。)及び会員の構成員を対象とし、その他の事業者の認定については別途定める。
- 3 認定期間は、3年間とする。但し、認定を受けた日から最初の3月31日までの期間は、1年間とみなす。

## 第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1 で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を当団体へ提出しなければならない。
- 2 認定申請者は、前項の認定申請書に別記1-1で定める認定申請者の情報を取得すること等の「同意書」を添付しなければならない。
- 3 認定手数料は、30,000円(当団体木製材登録者名簿登載者は、20,000円)とし、認定申請書とともに納入するものとする。
- 4 前項の認定手数料は、不認可となった場合、申請者に返還するものとする。

## 第四 審査

- 1 当団体は、別に定める「審査委員会」の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、第三第2項により提出された「合法木材供給事業者認定申請書」について、ガイドラインの趣旨及び第五の合法木材供給事業者の認定要件に基づき、必要と認める場合は現地調査等を実施して、厳正に審査するものとする。

## 第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすとともに、別記1-2「分別管理及び書

類管理方針書」を策定しなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という。)と、それ以外の木材・木材製品(以下「非合法木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(別記4「木材、木材製品の合法性・持続可能性証明書」(写し)を含む)を5年間保管すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は、審査会の審議を経て認定が適当と判断するときは、認定事業者に対して別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 認定事業者は、認定書の受領後、第三第1項に基づき提出した合法木材供給事業者認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、別記3で定める「合法木材供給事業者認定申請書記載事項変更届」を届け出るものとする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記4とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記5で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに当団体へ報告するものとする。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立入検査

当団体は、必要に応じて、合法木材の取扱いについて検査することができるものとし、認定事業者は、必要な情報を提供するなど当団体の検査に協力しなければならない。

## 第十 認定事業者の取消等

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、指導、

改善命令、認定の停止、認定の取消(以下「認定の取消等」という。)を行うことができるものとする。

また、その際、当団体は、事業者名、認定取消等の事実、認定取消等の理由等を当団体のホームページ等に公表することができるものとする。

- ① 認定事業者が発行する証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- ④ 認定事業者が盗伐や誤伐、無届け伐採行為を行ったとき。
- ⑤ 認定事業者が第八に規定する報告を怠ったとき、並びに第九に規定する誠実な対応が得られなかったとき。
- ⑥ 認定事業者が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例(以下「森林法等」という。)違反の容疑により公訴を提起され、罰金以上の刑を宣告されたとき。
- ⑦ 認定事業者が行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けたとき。
- ⑧ 認定事業者が森林法等を除く法令等において、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告されたとき。
- ⑨ 認定事業者が暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているとき。
- ⑩ 以上のほか、事業者認定の趣旨に反する不適切な行為が認められたとき。

- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記6「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

#### 第十一 認定事業者の更新

- 1 認定事業者は、第二第3項で定める認定期間を更新しようとするときは、認定期間が終了する30日前までに、第三第1項に定める合法木材供給事業者認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の更新手数料は、30,000円(当団体の木製材業登録者名簿登載者は20,000円)とし、前項の認定申請書とともに納入しなければならない。
- 3 前項の手数料は、第三第4項を準用する。

#### 附則

この実施要領は、平成18年8月29日から施行する。

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和元年7月1日から施行する。

- 別記1 合法木材供給事業者認定申請書
- 別記1-1 同意書
- 別記1-2 分別管理及び書類管理方針
- 別記2 合法木材供給事業者認定書
- 別記3 合法木材供給事業者認定申請書記載事項変更届
- 別記4 木材・木材製品の合法性、持続可能性証明書
- 別記5 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書
- 別記6 認定事業者の認定取消通知書